

よくあるご質問

2026年4月更新

1. 総論	
Q1-1. 返済方法に制約はありますか。	P1
Q1-2. 融資期間はどのように設定しますか。	
2. 対象者について	
Q2-1. 融資を受けられない基準はありますか。	P1
Q2-2. 一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人は、制度融資の対象になりますか。	
Q2-3. 創業者とはどのような者ですか。	
Q2-4. 常時使用する従業員とはどのようなものですか。	
Q2-5. 個人で不動産の賃貸を営んでいますが、融資を受けることは可能ですか。	P2
Q2-6. フリーランスで事業を実施していますが、制度融資の対象となりますか。	
Q2-7. 複数の業種を営んでいますが、どの業種に該当しますか。	
3. 資金用途について	
Q3-1. 融資の対象外となる経費はありますか。	P2
Q3-2. 既に設備を導入済みですが、設備資金の融資を受けることは可能ですか。	
4. 条件変更等について	
Q4-1. 実行済みの融資について融資期間を延長することは可能ですか。	P2
5. セーフティネット（SN）資金について	
Q5-1. 市町村認定枠と一般枠で、それぞれ上限額まで融資を受けることは可能ですか。	P2
Q5-2. 市町村認定書の有効期限は、いつまでですか。	P3
Q5-3. セーフティネット資金における倒産とは、何を指しますか。	

1. 総論

Q1-1 返済方法に制約はありますか。

A1-1 月々元金均等若しくは元利均等の割賦返済又は、一括返済になります。

Q1-3 融資期間はどのように設定しますか。

A1-3 設備資金の場合、当該設備の減価償却を考慮し、当該設備の耐用年数を基準として決定します。運転・設備併用資金の場合、融資期間の最長期間は運転資金を基準とします。

2. 対象者について

Q2-1 融資を受けられない基準はありますか。

A2-1 原則として、中小企業者であれば、融資を受けることは可能ですが、以下に該当する場合は、県制度融資を受けることはできません。

- ① 原則として、保証協会に求償債務を負担している主債務者又はその保証人になっている場合
- ② 保証付融資又は、金融機関のプロパー融資について、延滞等の債務不履行がある場合
- ③ 会社更生、民事再生、破産及び特別清算等申立中又は法的手続中の場合（民事再生法等で地方裁判所が再生認可を決定し、当該計画による経営再建中である場合を含む）
- ④ 確定申告を行っていない場合
- ⑤ 不渡手形を出し、金融機関との取引が停止されている場合
- ⑥ 事業の形態、実績などから見て、事業者と認めがたい場合
- ⑦ 許可、認可、免許、登録又は届出などの必要な業種で、その許可等を受けていない場合
- ⑧ 融資申込者と連帯保証人が相保証となっている場合

Q2-2 一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、学校法人、社会福祉法人、公益法人は、制度融資の対象になりますか。

A2-2 これらの法人は、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）の定義する中小企業者に該当しないため対象になりません。

ただし、医業を主として経営している一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人であれば、対象になり得ます。

Q2-3 創業者とはどのような者ですか。

A2-3 創業を予定している人若しくは、創業後 5 年を経過しない者をいいます。

Q2-4 常時使用する従業員とはどのようなものですか。

A2-4 例えば、以下のような場合を想定しています。

- ① 個人企業の家族従業員は、有給であっても事業主と生計を一にしている三親等以内の親族であれば、常時使用する従業員に含みません。
- ② 法人の役員も常時使用する従業員に含みません。
- ③ パートタイマーは雇用契約が常傭的なものでなくても、事業経営上不可欠な人員であれば、常時使用する従業員に含まれます。

Q2-5 個人で不動産の賃貸を営んでいますが、融資を受けることは可能ですか。

A2-5 開業届を出している場合は、対象となり得ます。

Q2-6 フリーランスで事業を実施していますが、制度融資の対象となりますか。

A2-6 個人事業主として、開業届を提出している場合は、対象となり得ます。他方で、給与所得等など業務の実態が実質的に雇用関係とみなされる場合は、対象となりません。

Q2-7 複数の業種を営んでいますが、どの業種に該当しますか。

A2-7 原則として、確定申告書上の主たる業種欄に記載の業種となります。

複数の業種を営まれている場合、売上高や労働投入量等の割合が最も高い業種を主たる業種として扱います。

3. 資金使途について

Q3-1 融資の対象外となる経費はありますか。

A3-1 以下のような使途は対象外となり得ます。

- ① 県制度融資以外からの借換え資金
- ② 県外資金
- ③ 転貸資金（組合転貸に係る資金を除く）
- ④ 系列や取引先の債務を肩替わりするための資金
- ⑤ 事業資金以外の用途に供される資金

Q3-2 既に設備を導入済みですが、設備資金の融資を受けることは可能ですか。

A3-2 既に設置済みの設備であっても、代金が未払いであることの確認が可能であれば、融資の対象となり得ます。

4. 条件変更等について

Q4-1 実行済みの融資について融資期間を延長することは可能ですか。

A4-1 可能です。なお、融資期間の延長は、千葉県中小企業振興資金融資要綱附則における2項延長と3項延長があります。

2項延長は、要綱に定められた期間内において、返済の期日を延長するものです。

3項延長は、要綱に定められた期間を超えて、返済の期日を延長するもので、資金メニューにより延長可能な期間が異なります。

- | | |
|------------------------|-----|
| ・ サポート短期資金 | 6か月 |
| ・ 経営安定資金（市町村認定5号・運転資金） | 3か年 |
| ・ その他の資金 | 1か年 |

5. セーフティネット（SN）資金について

Q5-1 市町村認定枠と一般枠で、それぞれ上限額まで融資を受けることは可能ですか。

A5-1 市町村認定枠と一般枠はそれぞれ別枠で融資限度額が設定されているため、それぞれの枠で上限まで融資を受けることが可能です。ただし、それぞれの枠の要件を満たしていることが必要です。

Q5-2 市町村認定書の有効期限は、いつまでですか。

A5-2 セーフティネット保証については、指定期間内に市町村長に認定申請を行っていただければ、認定書の発行が指定期間を経過していても、認定書発行から30日以内までは有効です。令和6年12月以降は、有効期限がなくなり、市町村の認定を受けた日から30日以内に信用保証の申込をすることが必要です。

Q5-3 セーフティネット資金における倒産とは、何を指しますか。

A5-3 更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始、特別清算開始の申立て等を言います。なお、一般枠においては、6か月以内に複数回の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者も倒産とみなします。